

## 輸入食品に対する検査命令の実施について

(米国において製造されたナチュラルチーズを主要原料とする食品)

以下の輸入食品については、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
米国 Daniele International, Inc.が製造したソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズを主要原料とする食品(加熱せずに食すものに限る。)	リステリア菌*	輸入時における自主検査の結果、リステリア菌を検出したことから、当該製造者が製造するソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズを主要原料とする食品に対し、検査命令を実施するもの。

\* 自然環境中の常在菌で、食中毒を引き起こす病原微生物

### <参考1> 違反事例

品名:ソフトタイプのナチュラルチーズを主要原料とする食品:モッツアレラチーズの生ハム巻き

輸入者:コストコホールセールジャパン 株式会社

届出数量及び重量:348 カートン、1,184kg

製造者:Daniele International, Inc.

検査結果:リステリア菌陽性

届出先:成田空港検疫所

違反確定日:平成20年4月7日

措置状況:全量保管中

### <参考2> 当該施設からのソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズを主要原料とする食品の輸入実績

平成19年4月1日～平成20年4月1日:速報値

届出件数	届出重量(kg)	検査件数*	違反件数
25	18,981	3	1

\* リステリア菌に係る検査